

## 第1章 第3次計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

「食」は地域独特の伝統や気候風土と深く結び付き、それぞれの地域や家庭ならではの食材や食の工夫による食習慣、食文化を育み、郷土の味は人と人を結びつけ、家庭や地域に和をもたらすとともに生活に潤いと安らぎを与えてくれました。

しかし、近年、単独世帯の増加、社会環境の変化及びライフスタイルの多様化に伴い、朝食の欠食や間食等の不規則な食事、一人で食事をとる孤食など、食の問題による心身への影響が懸念され、食文化の継承も危ぶまれています。また、過食や栄養バランスの崩れた食事による生活習慣病や医療費の増加も社会的な問題となっています。さらに、食べ残しなどによる食品の廃棄といった環境への影響や食に関する情報の氾濫により食品の安全性等についての正しい知識の選択が困難になっているという問題も深刻化しています。

平成17年7月に施行された食育基本法では、「食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、德育、体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。

そこでは、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を送ることができる人づくりのために、食育を国民運動として推進することが求められています。

本市においても、食育を通して、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすとともに、自立し自己実現できる豊かな人間性を育む社会の実現を目指しています。

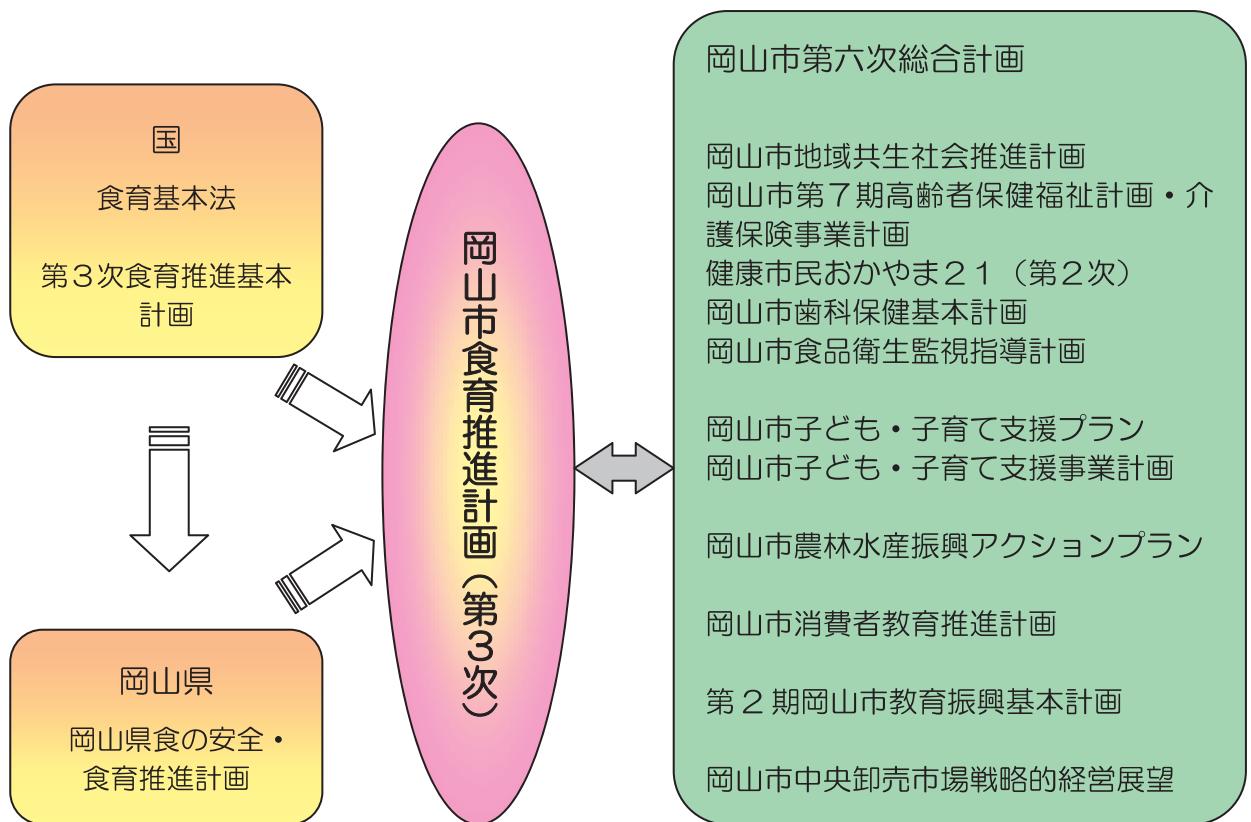
本市では、平成21年3月に策定した「岡山市食育推進計画」の進捗状況等を検証し、平成25年3月に策定した「岡山市食育推進計画（第2次）」においても、子どものときから最も身近で大切な家庭を食育の拠点とし、日常的な活動を通じて直接的に食育を実践している保育所（園）・学校・保健所等の行政機関及び農林漁業者・食品関連事業者等の、今後期待される役割や取り組みを明確化し、さらに相互間の適切な連携や家庭への働きかけについて提示しました。

平成29年度末をもって、第2次の計画期間が終了することから、これまでの食育推進状況を検証し、食を取り巻く社会状況や新たな課題等も踏まえて、「岡山市食育推進計画（第3次）」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけと計画期間

この計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- (2) 「岡山市第六次総合計画」をはじめ、本市の関連する諸計画との整合性を持った食育の具体的行動指針となる計画です。
- (3) 市民、関係機関、関係団体等に対しては、それぞれの協働により、この計画に沿った活発な活動が展開されることを期待するものです。



この計画の期間は、平成30年度から平成34(2022)年度までの5年間とします。

ただし、食育をめぐる状況の変化など必要に応じて見直しを行うこととします。